

群馬県総合農政利子負担軽減制度要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、農業をとりまく諸情勢の進展に対応した総合農政の推進を図るため、農業者等に対し農業経営の近代化等に必要な長期かつ低利な資金の融通を円滑にするため、認定農業者等利子軽減の対象資金に対し利子補給等の措置を講じ、もって農業の振興を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において「融資機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合法第10条第1項第10号の事業を行う農業協同組合連合会
- (3) 農林中央金庫
- (4) 銀行その他の金融機関で知事が特に認めたもの

2 この要綱において「農業者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者
- (2) 農業協同組合
- (3) 農業協同組合連合会
- (4) 農業関連団体又は法人（農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条に規定する団体又は法人をいう。）

3 この要綱において「農業近代化資金」とは、融資機関が農業者等に対し、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）及び群馬県農業近代化資金融通措置条例（昭和36年群馬県条例第71号。以下「条例」という。）により貸し付ける資金をいう。

4 この要綱において「公庫資金」とは、株式会社日本政策金融公庫が農業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）により貸し付ける農業経営基盤強化資金又は経営体育成強化資金をいう。

5 この要綱において「中山間地域活性化資金」とは、融資機関が農業者等に対し、系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16農振第2295号農林水産省農村振興局長通知。以下「中山間ガイドライン」という。）により貸し付ける資金をいう。

6 この要綱において「個人施設」及び「共同利用施設」とは、群馬県農業近代化資金事務取扱要領第2に定めるものをいう。

7 この要綱において「利子補給等」とは、県が融資機関との契約に基づき行う利子補給及び県が農業者等に対して行う利子助成をいう。

8 この要綱において「認定農業者等」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律

第65号)第12条第1項に規定する農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。)の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)及び農業経営改善計画の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者(当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。)をいう。

9 この要綱において「認定農業者向け資金」とは、認定農業者等が前項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金(経営改善資金計画について特別融資制度推進会議で認定を受けたもの。)をいう。

10 この要綱において「集落営農組織等」とは、群馬県農業近代化資金事務取扱要領第1の1の(1)のキに規定するものをいう。

11 この要綱において「集落営農向け資金」とは、集落営農組織等が法人化を目指して農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金であって、経営改善資金計画について特別融資制度推進会議の認定を受けたものをいう。

12 この要綱において「エコファーマー」とは、廃止前の持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)第4条第1項の認定を受けた農業者等をいう。

13 この要綱において「ぐんまエコファーマー」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法第37号)第19条第1項の認定を受けた農業者をいう。

(利子補給等)

第3条 知事は、融資機関と当該融資機関がこの要綱の規定により農業者等に対し貸し付けた資金について、毎年度予算の範囲内で利子補給を行う旨の契約を結ぶことができる。

2 知事は、前条第4項に定める公庫資金について、当該資金の借入者に、毎年度予算の範囲内で利子助成を行う。

3 利子補給金及び利子助成金の交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号)で定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

(融資の対象資金)

第4条 この要綱により融資の対象となる資金については、各章に定めるところによる。

ただし、貸付利率及び利子補給率等は、別表「総合農政利子負担軽減制度利子補給率等一覧表」のとおりとする。

第2章 認定農業者等利子軽減

(融資の対象)

第5条 認定農業者等利子軽減の融資の対象は、次のとおりとする。

(1)認定農業者等が、農業近代化資金(認定農業者向け資金に限る。)又は農業経営基盤強化資金の貸付けを受けて実施する事業とする。

(2)集落営農組織等が、農業近代化資金(集落営農向け資金に限る。)又は経営体育成強化資金の貸付けを受けて実施する事業とする。

(3)エコファーマー及びぐんまエコファーマーが、農業近代化資金又は経営体育成強化

資金の貸付けを受けて実施する事業とする。

(利子助成又は利子補給の対象となる資金)

第6条 利子補給の対象となる資金は、前条に規定する事業で、融資機関から借り入れる農業近代化資金とする。

2 利子助成の対象となる資金は、前条に規定する事業で株式会社日本政策金融公庫から借り入れる公庫資金とする。

(融資の条件等)

第7条 資金の融資条件及び利子補給等期間は、次の表のとおりとする。

(1)認定農業者等が利用する場合

利 用 資 金	償 還 期 限 (うち据置期間)	償 還 方 法	融 資 率	対象上限額	利子補給等 期 間
農業近代化資金	法及び条例に基づき貸し付けられる 融資条件による			個人 1,800万円	5年以内
農業経営基盤 強化資金	公庫法に基づき貸し付けられる融資条 件による			法人 3,600万円	

(2)集落営農組織等が利用する場合

利 用 資 金	償 還 期 限 (うち据置期間)	償 還 方 法	融 資 率	対象上限額	利子補給等 期 間
農業近代化資金	法及び条例に基づき貸し付けられる 融資条件による			3,600万円	5年以内
経営体育成強化 資金	公庫法に基づき貸し付けられる融資条 件による				

(3)エコファーマー及びぐんまエコファーマーが利用する場合

利 用 資 金	償 還 期 限 (うち据置期間)	償 還 方 法	融 資 率	対象上限額	利子補給等 期 間
農業近代化資金	法及び条例に基づき貸し付けられる 融資条件による			個人 1,800万円	5年以内
経営体育成強化 資金	公庫法に基づき貸し付けられる融資条 件による			法人 3,600万円	

第3章 雑 則

(融資額の限度)

第8条 この要綱による資金の融資額の限度については、毎年度知事が定める。

(農業信用基金協会への出資等)

第9条 県は、毎年度予算の範囲内で農業信用基金協会に対し、資金の保証に係る債務の弁済に充てるための基金とすることを条件として出資することができる。

2 前項の規定により県の出資を受けた農業信用基金協会は、当該事業を廃止したときは、

前項に掲げる出資について、別に定める割合により県に納付しなければならない。

(報告・調査)

第 10 条 知事は、この要綱に基づく資金に関し必要があると認めたときは、融資機関から報告を徴し、職員に必要な調査を行わせることができる。

(要綱等の違反に対する措置)

第 11 条 知事は、融資機関が、この要綱又は第 3 条の規定により契約した事項に違反したときは、当該融資機関に補給すべき利子の全部若しくは一部を補給せず、又は既に補給した利子の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 知事は、第 3 条の規定により契約した利子補給に係る資金を借り受けた者が当該資金の借入目的以外に使用したときは、当該融資機関に対する利子補給金を打ち切ることができる。

3 知事は、認定農業者等利子軽減の借入者が、この要綱に違反したときは、当該借入者に助成すべき利子の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した利子の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(事務取扱)

第 12 条 この要綱の施行に関し、必要な事務取扱については、別に要領で定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日以降利子補給等承認に係る貸付金から適用し、令和 6 年 3 月 31 日以前利子補給等承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日以降利子補給等承認に係る貸付金から適用し、令和 7 年 3 月 31 日以前利子補給等承認に係る貸付金については、なお従前の例による。